

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年2月24日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

村山秀幸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第2号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第9条第2項及び第3項中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。